



### 1. 第3次地域福祉計画の目標像

#### ❖ (1) 今、求められている取組み ❖

##### ① みんなで支え合う地域づくり

地域福祉は、支援を必要とする人も含めたすべての住民が相互に協力して、それぞれの役割を果たすことによって、ともに生き、ともに支え合い、関わりを持つなど住民自らが主体的に動くことが重要です。

しかし、近年、都市化の進展に伴い、マンションやアパートなどの集合住宅で見られるように、自治会や隣保による地縁に基づく近隣関係は弱体化傾向にあります。また、生活様式や価値観の多様化、インターネットに代表される高度情報化社会の到来などにより、地域を越えたつながりは広がる一方、同じ地域に暮らす世代やライフスタイルの違う人々が交流する機会は非常に少なくなっています。

地域で誰もが安心して暮らしていくためには、地域における「つながり」や「支え合い」が大切となります。住民一人ひとりが抱える課題を地域全体の問題としてとらえ、行政、地域住民、福祉施設などの関係機関が連携し地域全体で取り組むとともに、それぞれの力を結集して協力し合う地域の環境や仕組みづくりが求められています。

##### ② 地域福祉活動の担い手づくり

地域福祉活動を安定的に、そして、継続的に実施していくためには、活動の担い手となる人材の育成を行いながら確保し、その人たちが様々な場面で力を発揮し、地域の課題を補うことができる取組みを進めることが重要です。しかし、地域においては、担い手の高齢化が進展し、人材確保は大きな課題となっています。

このため、これまで地域福祉活動の中心的な役割を果たしてきた人たちに加え、これまで地域との関わりが低かった若い世代の参画を促す仕組みが必要となっています。また、企業も地域社会の一員としての役割と責任を果たすという視点から、福祉活動への参画も見据えていく必要があります。

さらに、団塊の世代に対しては、地域社会の一員として改めて地域活動へ参画するための支援や、これまで培ってきた知識や経験などを地域課題解決のために活かすシステムづくりも重要となっています。

また、小中学生に対しても、学校や家庭での教育を通じて、「つながり」や「支え合い」の重要性を理解してもらい、福祉の心を醸成する取組みが求められています。

### ③ 支援を必要とする人へのつながりづくり

地域には、閉じこもりがちとなっている高齢者や、地域でのつながりがうすく、介護や育児を独りで抱え込んでいる介護者や保護者、リストラによって経済的自立ができない生活困窮者など、支援を必要とするにもかかわらず、社会的に孤立し、適切な支援が行き届いていない人が存在します。

支援を必要とするにもかかわらず、適切な支援が受けられない状態が長く続いた場合、問題をより複雑化・深刻化させ、場合によっては「孤立死」や「虐待」にもつながることがあります。

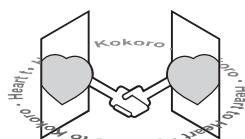
そうした問題を発見するためには、支援を必要とする人たちからの声を待つではなく、その人たちへ直接出向き、課題を把握し、必要な支援につなぐという新たな取組みが必要となっています。

そのためには、これまで取り組んできたネットワークを活かし、それらのネットワークの網の目をさらに細かくするための仕組みづくりを進め、再び孤立状態に陥らせないためのシステムも必要となっています。

#### ❖ (2) 第3次地域福祉計画の目標像の設定 ❖

第2次計画で取り組んできた成果を活かすとともに、地域福祉の充実に今、求められている状況を踏まえ、第3次計画では、多くの市民が積極的に参画し関わりを持つこと、また、市民自らが主体的に動き、豊かな福祉社会の実現を達成することを目標に掲げるものです。

このため、第3次計画で達成すべき目標像を次のように設定します。



#### 第3次浜松市地域福祉計画目標像 みんなが生き生きと「関わり」を持って動く地域づくり



## 2. 第3次地域福祉計画の体系図

目標像

**みんなが生き生きと「関わり」を持つて動く地域づくり**

施策の柱

1 ともに生きる社会づくり  
りに向けた市民意識の醸成と環境づくり

2 幅広い市民参加とネットワークによる支え合いのある地域づくり

3 必要なサービスを必要な人に的確に提供できる仕組みづくり

施策の方向性

(1) 福祉意識の啓発

(2) 人材育成への支援

(3) ユニバーサルデザインの推進

(1) 地域福祉活動への参加の促進

(2) 地区社会福祉協議会の活動支援

(3) 情報・活動拠点の整備

(4) 地域における連携と協働

(5) 要援護者の支援

(1) 相談体制の充実

(2) 横断的な課題解決体制の構築

(3) 福祉サービス提供者の育成・支援

(4) 利用者主体の福祉サービスの実現

### 基本施策

- ① 地域福祉を進めるための意識啓発・理解促進
- ② 小さな頃からの福祉教育・福祉体験学習の充実

- ① ボランティア養成講座の開催
- ② ボランティア活動の育成・支援

- ① 生活環境のユニバーサルデザイン化
- ② 心のユニバーサルデザイン（思いやりの心）の浸透

- ① 地域の人材の活用
- ② 定年退職後の生きがいづくり
- ③ 企業への働きかけ

- ① 事業内容の充実に向けた運営支援
- ② 活動経費の安定確保

- ① 地域ボランティア情報の拠点整備
- ② 居場所（憩いの場）や交流の場づくり

- ① 地域住民の交流による相互理解
- ② 生活課題の早期発見・相互扶助の実現
- ③ 地域の活動団体によるネットワークづくり
- ④ 多様な主体による連携と協働の推進

- ① 災害時に備えた要援護者の把握と地域での情報共有
- ② 災害時に備えた避難協力体制の構築
- ③ 要援護者の外出支援

- ① 地域における福祉相談窓口の整備
- ② 民生委員・児童委員の活動支援
- ③ 生活困窮者に対する相談支援体制の充実

- ①（仮称）地域福祉推進連絡調整会議の設置

- ① 生活ニーズに応じたサービス提供主体の育成・支援
- ② 福祉サービスの質向上

- ① サービス利用の拡充
- ② 権利擁護事業の充実や苦情解決方法の整備